

信用取引規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この規定は、お客様が株式会社 CONNECT (以下、「当社」といいます。)との信用取引による有価証券の買付又は売付の取引にかかるサービス (以下、「本サービス」といいます。) を利用されるに際しての取り決めについて規定するものです。</p> <p>2. (略)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 31 条</p> <p>この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>附則</p> <p>この規定は、<u>2023 年 1 月 10 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 株式会社 CONNECT</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この規定は、お客様が<u>大和コネクト証券株式会社</u> (以下、「当社」といいます。)との信用取引による有価証券の買付又は売付の取引にかかるサービス (以下、「本サービス」といいます。) を利用されるに際しての取り決めについて規定するものです。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 31 条</p> <p>この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。</p> <p>附則</p> <p>この規定は、<u>2023 年 5 月 1 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>大和コネクト証券株式会社</u></p>

以上